

☐平成 ☐令和 年 () 第 号 _____ 請求事件

原 告 _____

被 告 _____

準 備 書 面

令和 年 月 日

山口地方裁判所 御中

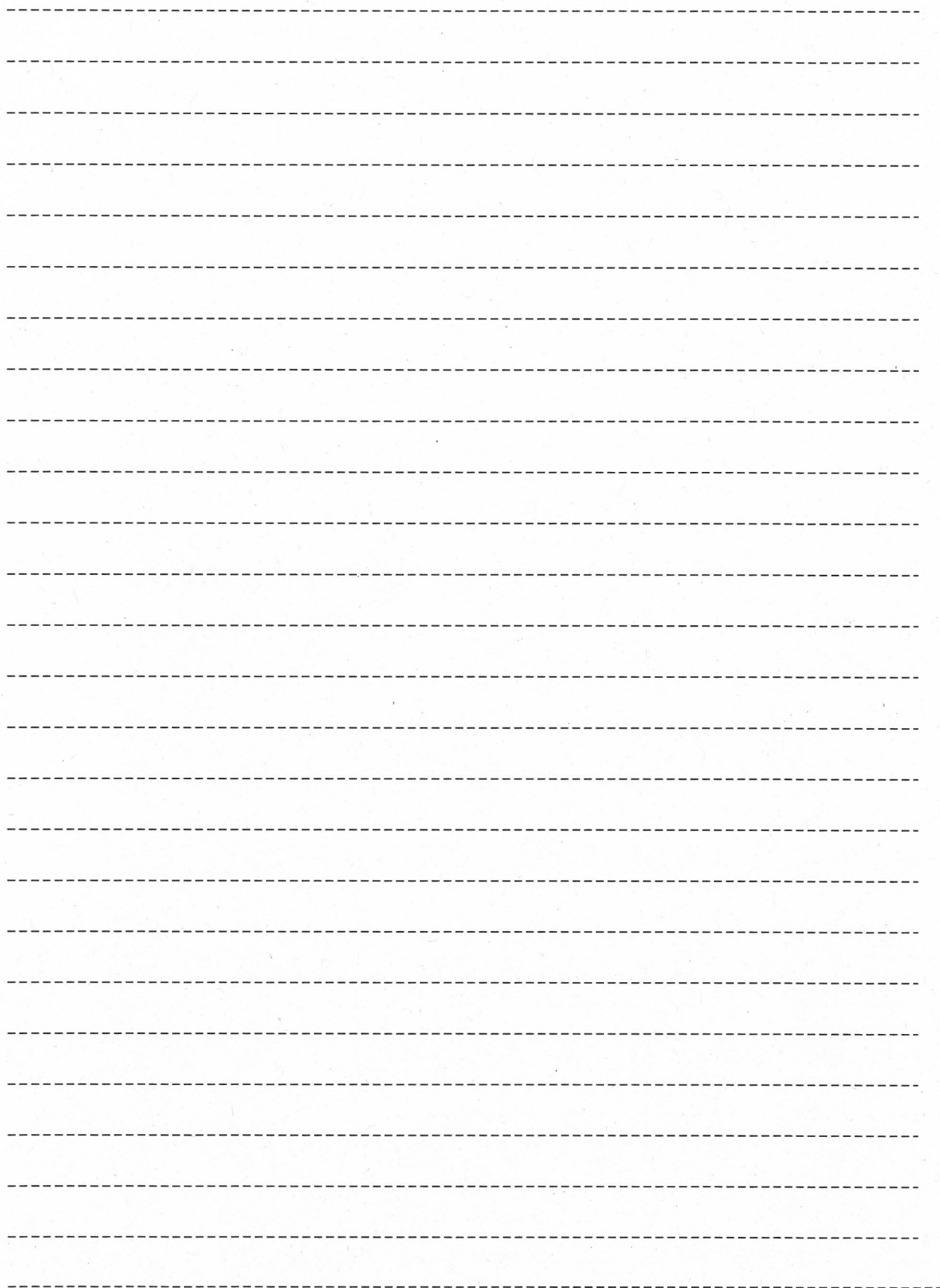
☐ 原 告

☐ 被 告

氏名（会社名・代表者名） _____ ⑩

頭書の事件について、次のとおり主張する。

注 項目を選択する場合には、□欄に「レ」を付してください。



主張書面の記載要領

答弁書その他の準備書面（以下「主張書面」といいます。）における、記載等の要領は下記のとおりです。「答弁書の記載例」も参照してください。

記

- 1 民事訴訟において、主張と、それを証明するための証拠は明確に区別されます。証拠を提出しただけでは、その証拠の内容を主張したものとして取り扱うことはできませんので、主張したい事柄があれば必ず主張書面に記載して提出してください。
- 2 主張を記載する場合、
 - (1) 自己が主張・証明しなければならない事実（以下「主要事実」といいます。）は必ず記載してください。
 - (2) 主要事実について当事者間に争いがある場合、その主要事実と関連する事実（以下「間接事実」といいます。）のうち、重要と思われるものを記載してください。
 - (3) 主要事実及び間接事実は、日時を記載する等してできる限り具体的に特定してください。また、主要事実と間接事実はできる限り区別して記載してください。
 - (4) 当事者間に争いがある主要事実又は間接事実の有無を証明する証拠があれば、その証拠を事実ごとに対応する形で併記してください。
- 3 相手方が主張する事実に対する回答（これを「認否」といいます。）を記載する場合、
 - (1) 認める事実、知らない事実及び否認する事実の3類型に区別して記載してください。なお、認める事実については、当事者間に争いがないものとして判決でそのとおり認定することになりますので、その事実について証拠を提出する必要はありません。
 - (2) 否認する場合は、その内容（理由）を記載してください。

以 上